

所得税 居住用財産の譲渡等に係る特例の適用期限の延長

1. 改正のポイント

(1) 内容

制度	内容
特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 └ マイホームの買換え又は交換を行った際に、一定の要件を満たす場合は、譲渡益に対する課税を繰り延べることができる制度	適用期限を2年間(2025(令和7)年12月31日まで)延長する
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 └ マイホームを売却し譲渡損失が生じた場合に、新たに借入金でマイホームを取得するなど一定の要件を満たすときは、その譲渡損失を他の所得と損益通算(繰越控除可)することができる制度	一定の場合に住宅借入金等の残高証明書の確定申告書への添付を不要とした上で、適用期限を2年間(2025(令和7)年12月31日まで)延長する
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等 └ 一定の要件を満たす場合、住宅ローン残高のあるマイホームを住宅ローン残高を下回る価額で売却した際の譲渡損失を他の所得と損益通算(繰越控除可)することができる制度	適用期限を2年間(2025(令和7)年12月31日まで)延長する
認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除 └ 認定住宅等の新築等をした際に、一定の要件の下、認定基準に適合するために必要となる標準的ななかり増し費用の10%を、その年分の所得税額から控除(一定の場合には繰越可)することができる制度	合計所得金額要件を2,000万円以下に引下げた上で、適用期限を2年間(2025(令和7)年12月31日まで)延長する